

# 第118回 全日本剣道連盟「社会体育指導員剣道（初級）」

## および公益財団法人日本体育協会「指導員剣道（専門科目）」養成講習会要項

### 1 目 的

地域において、剣道活動を実施している学校・道場・クラブ・グループ・スポーツ教室等で剣道の実践的指導に当たっている指導者の資質の向上を図り、剣道をより充実し正しく普及発展させること、および指導者に必要な知識・能力を得ようとする者の養成を目的とする。なお、地域社会における剣道の指導者としての公的資格を得るための、公益財団法人日本体育協会「指導員剣道（専門科目）」の講習を兼ねる。

### 2 主 催

全日本剣道連盟

### 3 期 間

平成30年10月19日（金）～10月21日（日） 2泊3日

### 4 会 場・宿 舎

かんぼの宿 岐阜羽島

〒501-6363：岐阜県羽島市桑原町午南 1041 TEL：058-398-2631

FAX：058-398-2629

### 5 日程および科目

別紙日程表による。 ※講習生の人数によって、時間・日程変更する場合がある。

### 6 受講資格

- (1) 各都道府県剣道連盟の登録会員であり、年齢22歳以上（原則）で剣道三段以上の者で、地域において、剣道活動を実施している学校・道場・クラブ・グループ・スポーツ教室等で、剣道の実践的指導に当たっている指導者および指導者に必要な知識・能力を得ようとする者。
- (2) 全日程を受講できる者。原則として、合宿とする。
- (3) 年齢基準は、平成31年3月31日以前に22歳の者。

### 7 受講対象（定員）

本講習会は、全国を対象として実施する。

人数枠 60名（予定）

### 8 申込み

受講希望者は申込書（別紙2）に必要事項を各人が記入し、登録都道府県剣道連盟に申込みこと。

都道府県剣道連盟は、一覧表（別紙3）を作成し、申込書（別紙2）を添え一括全剣連に申込みこと。

[申込み先] 〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル2階

一般財団法人 全日本剣道連盟事務局 事業部門 社会体育担当

電 話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

### 9 申込み締切り

所属地区連盟にお問い合わせください。

### 10 受講者の決定

- (1) 全剣連は申込み締切り後、受講希望者本人に関係書類を送付する。
- (2) 受講者は、受講料・宿泊代を後日送付する関係書類（事務連絡）に従い、直接全剣連に納入する。  
※ 後日、全剣連より振込用紙を送付する。

## 11 参加経費

### 〈講習会参加経費〉

《一般》	受講料	18,000円
	剣道社会体育教本代	2,100円
	宿泊代（食事代・懇親会費含む）	25,780円
	集合写真代	1,000円
	合計	46,880円

《シルバー割引》65歳以上は一般の受講料の一割引。

	受講料	16,200円
	剣道社会体育教本代	2,100円
	宿泊代（食事代・懇親会費含む）	25,780円
	集合写真代	1,000円
	合計	45,080円

※ シルバー対象は平成31年3月31日までに65歳になる者。

〈全剣連登録料〉 後日認定証と共に登録料（5,400円）振込用紙をご自宅宛てに郵送する。  
登録料未払いの場合、認定をしない。

〈受講取消しの返金〉（1）平成30年10月19日（金）までは手数料を引き全額返金。  
手数料 610円  
（2）それ以降は取消しの効かない宿泊・食事代と剣道社会体育教本代および  
手数料を引いた額を返金。  
（3）上記（1）（2）以外の返金はしない。

## 12 安全対策

参加者は、各自十分健康管理に留意して本講習会に参加すること。

全剣連において、講習会実施中、傷害発生の場合は応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は全剣連が負担する。

なお、全剣連は講習中の参加者の事故に対し、（講習会場への往復途上は含まれる）傷害保険に加入する。  
参加者は、必ず健康保険証（コピー不可）を持参すること。

## 13 その他

- ① 申込書に記載される個人情報（登録県名、称号・段位、漢字氏名、カナ氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業等）は全剣連が実施する本講習会のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。
- ② 本講習会を受講した者に、全剣連「社会体育指導員」の講習証を付与し、合格した者には「全剣連社会体育指導員剣道（初級）」の認定証を授与する。なお、規定の基準に達しない科目がある場合は条件付合格となる。
- ③ 本講習会に合格した者は、公益財団法人日本体育協会「指導員剣道（専門科目）」の修了者となる。
- ④ 本講習会の受講者は、通信教育で10単位分を自宅学習し、講習会時に指定の論文を提出し、通信教育分の筆記試験を受験する。
- ⑤ 本講習会の合否は、後日、受講者本人に連絡する。
- ⑥ 合格者の登録料は、後日本人より全剣連に振り込む。
- ⑦ 「全剣連社会体育指導員剣道（初級）の認定証」は、後日、個人評価表と合わせて本人に送付する。

**第118回初級 全剣連社会体育指導員養成講習会日程表**  
 [平成30年10月19日(金)～21日(日) 岐阜県羽島市]

第1日 (10/19 金)	第2日 (10/20 土)	第3日 (10/21 日)
	6:30～7:30 ① 剣道形実習・指導法 1・2	6:30～7:10 ① 体力トレーニング実習
	7:30～8:30 朝 食	7:10～8:10 朝 食
10:00 - 10:20 受付 10:30 ガイダンス 10:50 開講式	8:30～9:00 ② 剣道形実習指導法3	8:10～8:55 ② トレーニング・実技実習3 (形稽古・指導法)
① 11:00～11:45 剣道指導の心得	③ 9:05～9:50 基本技術指導法5	③ 9:05～9:50 剣道の安全・衛生管理
② 11:50～12:20 通信教育テスト	④ 10:00～10:45 体力トレーニング理論	④ 9:55～10:40 障害疾病の観察と対処
12:20～13:00 昼食・休憩 写真撮影	⑤ 10:55～11:40 応急処置法	⑤ 10:50～11:35 理論テスト
③ 13:00～13:40 審判法の理解	11:40～12:20 昼食・休憩	⑥ 11:45～12:20 剣道形実習テスト
④ 13:40～14:25 審判の基本技術実習1	⑥ 12:20～13:05 個人・集団指導法 (剣道授業の展開)	⑦ 12:20～12:50 剣道実技実習テスト
⑤ 14:35～15:15 基本技術指導法1	⑦ 13:15～14:00 剣道の歴史	13:00 閉講式 昼食・解散
⑥ 15:15～16:00 基本技術指導法2	⑧ 14:05～14:50 剣道の特性	
⑦ 16:10～16:55 基本技術指導法3	⑨ 15:10～16:00 審判の基本技術実習2	
⑧ 16:55～17:40 基本技術指導法4	⑩ 16:00～17:00 審判の基本技術実習・ 技術指導テスト	
⑨ 17:50～18:30 トレーニング 実技実習1(稽古)	⑪ 17:15～18:00 トレーニング実技 実習2(稽古)	
入浴・夕食	入浴・懇親会	

※講習生の人数によって、時間割が変更する場合がございます。

# 案内図

## かんぽの宿 岐阜羽島

〒501-6323

岐阜県羽島市桑原町午南 1041

Tel 058-398-2631



【車】名神岐阜羽島ICから南へ約15分

【車以外】名古屋／東海道新幹線で約10分 岐阜羽島駅下車 タクシー15分  
東京／東海道新幹線で約150分 岐阜羽島駅下車 タクシー15分

パーキング有り（無料）

無料大駐車場完備

**第118回 全日本剣道連盟「社会体育指導員剣道（初級）」  
および公益財団法人日本体育協会「指導員剣道（専門科目）」  
養成講習会申込書（個人用）**

平成 年 月 日

所属都道府県剣道連盟 (支部名)	都道府県 ( ) 支部
フリガナ	
氏名(性別)	(男・女)
全剣連番号	※必ずご記入ください
生年月日(満年齢)	昭・平 年 月 日生 ( 歳) ※30年10月18日時点の年齢
現住所	〒 携帯( ) - TEL ( ) -
職業	会社員 警察官 自衛官 消防官 教員 団体職員 公務員 自営業 主婦 無職 その他 ( )
勤務先名称 (又は通学先を記入)	名称: 住所: TEL ( ) -
剣道に関する 概得資格	称号 ( 士) 段位 ( 段)
最終学歴	中学校 高等学校 大学 学部 専攻
剣道活動歴	小学校 年～年 大学 年～年 中学校 年～年 社会人 年間 高等学校 年～年 通算剣道歴 年
指導歴	開始時期(年数)   指導対象
	( )
	( )
競技実績 (最高大会名を記入)	市町村レベル ( )
	県大会レベル ( )
	地域ブロックレベル ( )
	全国大会レベル ( )
審判実績 (最高大会名を記入)	市町村レベル ( )
	県大会レベル ( )
	地域ブロックレベル ( )
	全国大会レベル ( )
講習会前日(10月18日) の宿泊希望の有無	前泊しない
	前泊夕食なし(+6,400円)

※ 勤務先の番号は日中に連絡を取る場合に必要です。(携帯番号でも可)

※ 前泊希望の有無は、必ずいずれか○印をつけること。

